

公益財団法人 核物質管理センター
第 5 1 回 理 事 会 議 事 録

1. 開催日時 令和 8 年 6 月 9 日 (火)
9 時 5 5 分～1 2 時 0 0 分

2. 開催場所 東京都台東区東上野 1－2 6－2
オーラム 「ギャラリー I」

3. 出席者 (順不同)

理事	代表理事	理事長：坪井 裕
	業務執行理事	小林 功、阪口 誠
	非常勤理事	内山 洋司、海老原 充、北野 充、 木下 雅仁、戸辺 義人、
		【理事現在数 1 0 名、出席理事 8 名】 (秋山 信将 理事と牛田 克己 理事は欠席)

監事	外部監事	荻野 伸明
		【監事現在数 2 名、出席監事 1 名】 (中嶋 哲也 監事は欠席)

事務局	総務部長	猪狩 和 他
-----	------	--------

4. 議 長 理事長 坪井 裕

5. 議 題

議 案

第 1 号議案：令和 7 年度事業報告及び財務諸表等の承認

第 2 号議案：第 4 0 回評議員会の招集の決議

報告事項

理事の職務執行状況の報告

6. 議事の経過及び結果

定刻開始の 10 時より少し前であったが、出席予定者全員が揃ったた

め、会議が開始された。

議案の審議に先立ち、事務局から、理事現在数10名に対し本理事会には8名の出席があり、定款第36条に規定する決議に必要な理事の出席要件を満たすことについて報告された。また、監事1名の出席について併せて報告された。

次に、定款第35条の規定に基づき、坪井理事長が議長となり本理事会が進行され、定款第38条第2項の規定に基づき、出席した理事長及び監事が本日の議事録署名人となることを確認し、配付資料の確認後、議案の審議に入った。

審議経過は以下のとおり。

6.1 議案

第1号議案 令和7年度事業報告及び財務諸表等の承認

坪井理事長及び事務局から、資料1及び関係資料により、令和7年度事業報告書及び財務諸表等（案）について説明が行われた。

また、出席した荻野監事から、法令及び定款に従い、事業報告及び附属明細書等が正しく示されている旨等が報告された。

審議の結果、事業報告及び財務諸表等が出席理事全員一致をもって原案のとおり承認された。

主な質疑等は以下のとおり。

- ・ 中期的収支均衡の観点から、令和7年度は黒字になっているが、今後具体的な黒字解消はどのようにする予定か、との質問があり、事務局から、現時点で具体的な解消方法を決めてはいないが、例えば、部署の引越費用や修繕費の積み立てといった用途等でも解消が可能である旨、回答があった。

- ・ 大型再処理施設保障措置試験施設に保管されている放射性廃棄物の今後の扱いについて質問があり、本件は過去の技術開発時に発生した放射性廃棄物を保管管理しているもので今後新たな放射性廃棄物は発生しないこと並びに将来的にはJAEAへ引き渡すことが取決められている旨、回答があった。

- ・ 国際協力の推進に関して、オーストラリアASNOからNMCCへ訪問があった背景について質問があり、理事長から、今回の訪問に特段の理由や事情があったわけではない旨、回答があった。

- ・保障措置セミナー、計量管理報告書等記載要領講習会への参加者等について質問があり、坪井理事長及び小林理事から、参加者の属性等について回答があった。

- ・事業運営の合理化（合理化すると支出が減るのでむしろ黒字化するのでは）と収支を赤字にすべきとの考えについて、一見矛盾するように思えるルールに関連する質問があり、坪井理事長及び事務局から、背景に、公益法人は黒字化すべきではないという考え方があるものの、それを毎年要求することの不合理性から法令改正により数年での赤字解消が可能になったこと、合理化（効率化）は常に自主的に進めるべきであること等が説明された。

第2号議案 第40回評議員会の招集の決議

事務局から、資料2により、第40回評議員会の招集について（案）について説明が行われた。

審議の結果、出席理事全員一致をもって原案のとおり招集が決議された。

6.2 報告事項

理事の職務執行状況の報告

資料3に基づき、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第91条第2項及び定款第25条第6項に定める「代表理事及び業務執行理事の職務の執行状況報告」である令和8年2月から令和8年5月までの職務執行状況について、坪井理事長、小林理事及び阪口理事から説明があった。

主な質疑等は以下のとおり。

- ・以前にも、DX導入やAIの活用に関して質問したところであり、前回の理事会でIAEAでもAIの活用を検討している等の説明を受けたと記憶しているが、その後の状況はどうか。また、AIの導入はNMCCが行う保障措置業務に支障があるのか、との質問があり、坪井理事長及び小林理事から、NMCCが行う保障措置業務にAIを導入することについては現在までのところ、積極的には検討していない。また、各原子力事業者等から報告される保障措置に関するデータについては、オープンに出来ないため、AIを導入する分野として適さないが、総務業務や各規程類の矛盾点の見直し等については、AI

の導入に適しているかもしれないと考えている。との回答があった。

・今後の、六ヶ所再処理施設等のしゅん工や新技術に基づく原子力施設の保障措置へ対応することも見据えた中長期の人材ニーズ、情報セキュリティ、国レベル保障措置アプローチの見直し等に関する質問があり、坪井理事長（必要な人材ファクター）、小林理事（クラウドを利用した基盤情報システム）、阪口理事（国レベル保障措置アプローチの改訂に関する議論状況）から、それぞれ担当する分野について、各理事の見解も含めて回答があった。

・情報処理業務における少量の核燃料物質の移動や在庫量に関する報告に関する四半期ごとの報告数の偏りが見られることについて質問があり、坪井理事長及び小林理事から、そもそも法令に基づく各事業者からの報告タイミングが年2回であることと廃止に係る報告による旨、回答があった。

・保障措置を担当する人員は、事業者の間でも不足しているというような声を聞くとの意見があった。

6.3 その他

・坪井理事長から情報共有として、補足参考資料等を用いて、原子力規制委員会の国内保障措置制度のあり方検討会、総合資源エネルギー調査会の原子力小委員会、自由民主党の原子力規制に関する特別委員会の提言等において NMCC に関係する事項等について説明が行われた。なお、六ヶ所再処理施設のアクティブ試験実施期間中の保障措置活動の再確認及び保障措置最新情報勉強会については、阪口理事から説明が行われた。これらの説明を踏まえ、今後の NMCC のあり方や活動方針等について、また、2026 年 NPT 運用検討会議における IAEA 保障措置の強化に関連する議論等について、意見が交わされた。

7. 配付資料

資料 1 令和 7 年度事業報告書及び財務諸表等（案）

資料 2 第 40 回評議員会の招集について（案）

資料 3 代表理事及び業務執行理事の職務の執行状況報告

令和8年6月9日

監 事 荻 野 伸 男

5 / 5